

資格に関するQ&A

制度開始時

1 被保険者証の交付方法は

広域連合(外部委託)において、印刷から封入・封緘作業までを行い、各市町村において、被保険者証等の引き抜き作業と被保険者への引き渡しをおこなう案を提示しています。封緘された印刷物を市町村へ納品し、引き抜き作業をしたうえで住民へ引き渡しできるよう調整中。なお、証の引き渡し方法は、市町村の判断に任せる予定。

2 被保険者証に同封するものは

通知文書及び被保険者証、制度周知用リーフレットを同封する予定。現行制度における減額認定証・特定疾病受療証交付者は、そのまま資格が引き継がれるため、被保険者証等と同封できるよう調整中。

3 被保険者証の交付時期は

データ凍結日を平成20年1月末から2月初旬にかけての時期を想定しています。証の印刷、封入・封緘作業を経て、遅くとも3月初旬までには市町村へ納品する予定。市町村においては3月末までにすべての被保険者に対して証を引き渡すことになります。

4 平成20年3月年齢到達者(昭和8年3月2日から4月1日生まれ)は平成20年4月1日に資格取得予定者となるが、広域連合による一括交付決定及び証の打ち出しの際には、これらの対象者も含まれるのか

広域連合では、これらの対象者についても標準システムから一括交付できるようベンダーと協議中。

年次及び月次

5 被保険者証の有効期限は

制度開始時：平成20年4月～平成21年7月(1年4ヶ月)
次回以降：8月から翌年7月(1年間)

6 年齢到達による新規資格取得者への被保険者証の交付方法は。新規資格取得者への案内文書やパンフレット、被保険者証の印刷はどこでおこなうのか。当月新規取得者への被保険者証の交付及び発送時期は。

月次処理は、広域連合で処理し、市町村にて打ち出すことを想定しています。標準システムでは、月次で広域連合にて一括処理したデータを市町村窓口端末・プリンターからPDF形式で打ち出すことが可能となっています。月次における交付方法は市町村の実情にあわせた対応をお願いすることになります。

随時・その他

7 転入者や障害認定など市町村窓口へ届出があった場合の市町村での対応は

原則として即時交付する方向で検討しています。標準システムでは、後日交付と即時交付のいずれも可能となっています。即時交付するためには、市町村職員が後期高齢者医療用窓口端末から必要な情報(氏名・生年月日・負担区分等)の入力が必要となります。

8 各種届書及び申請書は

市町村窓口にて受け付けた各種届出書及び申請書は、広域連合へ原本送付することになります。手順等の詳細については、検討中。なお、ほとんどの申請書のレイアウトは、標準システム仕様書Ver 2(H19.8.26版)において示されています。

- 9 被保険者証を紛失した場合等において、市町村窓口にて証交付する際に身分確認も必要となるのか。また、本人以外の家族等が再交付の手続きに来所した場合、委任状が必要となるのか。
- 現行の国保における対応に準じていく予定。何らかの身分確認をおこなった上で、再交付する必要があると思われる。また、本人以外の家族等による申請に関しても、委任状は必要と思われる。
- 10 障害認定により被保険者となった者への対応は
- 障害認定による資格取得は本人の意思に基づくため、パンフレット・ポスターや市町村広報誌などの広報活動により制度の周知を図るとともに、ケースによっては市町村窓口での十分な説明をおこなう必要があると思われる。
- 11 基準収入額適用申請にかかる勧奨通知の方法は
- 広域連合において、基準収入額適用申請にかかる勧奨対象者に関する通知書及び申請書データ（PDF）を作成し、市町村へ情報提供することになります。しかし、標準システムでは、すべての収入額を市町村から報告することになっておらず、現役並み所得者のうちある程度絞った対象者しか把握できません。そのため、市町村において、さらに対象者の絞り込み（確認）作業をし、勧奨通知を印刷、送付することになります。ただし、勧奨通知の対象者の範囲は市町村の実情にあわせる方向で検討しています。
- 12 外国人の新規資格取得の際には、現行の国保加入者と同様な資格要件になるのか。在留期間等の確認もおこなう必要があるのか。現在、すでに老人医療受給者についても制度施行時に再度在留期間等の確認が必要なのか
- 外国人の新規資格取得の際には、在留期間等の資格要件を確認する必要があります。すでに、老人医療受給者については、その資格は新制度へ引き継がれることとなり、再度資格確認の必要がないと思われます。
- 13 現行法による住所地特例者はどうなるのか
- 新制度への移行とともに県内における住所地特例者は、現住所地の市町村が費用負担することになります。県外の住所地特例者については、これまでと同様の扱いとします。現在、広域連合において各市町村からの住基等の情報をもと名寄せ作業をおこなっております。
- 14 資格認定証や短期者証の取扱いは
- 広域連合では、各市町村国保の条例や運用状況を参考に一定の基準を定める予定にしています。